

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は、入札説明書を兼ねる。

令和８年（２０２６年）８月２１日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 黒田 忠広

１ 一般競争入札に付する事項

（１）調達件名

デジタルマイクロスコープ（拡張型光学解析用システム）一式調達

（２）調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県立大学新学部設置準備室

郵便番号 ８６２－８５０２

住 所 熊本県熊本市東区月出三丁目１番１００号

電話番号 ０９６－３２１－６７２３

MAIL jyunbisitsu @pu-kumamoto. ac. jp

（３）調達物品の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり。

（４）納入期限

令和８年（２０２６年）１０月２３日（金）

（５）納入場所

熊本県立大学総合管理学部棟５階 丹羽研究室

熊本県熊本市東区月出三丁目１番１００号

（６）入札方式

ア この入札は、紙入札方式であり、入札書等は別に示す様式により作成すること。

イ この入札は、郵送入札又は１（２）に記載の場所に持参により行い、開札の際には入札参加者（または代理人）の立ち会いは行わないこととする。

（７）入札金額

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（８）最低制限価格

この入札は、最低制限価格を設けない。

（９）入札保証金

免除する。

(10) その他

入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 入札の時点において、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領（平成19年11月14日制定）による取引停止等の期間中でないこと。
- (5) 調達仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書（様式3）」

イ 「機能等証明書（別紙1）」

(2) 提出期間

公告日から令和8年（2026年）8月27日（木）（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までの日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所及び提出方法

1（2）に記載の場所へ郵送（提出期間内必着。書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1（2）の入札・契約担当部局において、公告の日から令和8年（2026年）8月27日（木）午後5時までメールで受け付ける。

なお、上記方法以外での質問は、一切受け付けない。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得

熊本県立大学ホームページ（「総合案内」＞「法人総合案内」＞「入札情報」）からダウンロードすること。

(3) 入札の方法

ア 1 (2) に記載の場所に令和8年（2026年）9月4日（金）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。

なお、郵送の際は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者氏名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。

ウ 入札書に記載する事項を訂正するときは、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、金額についての訂正は認めない。

(4) 開札の日時

ア 日時 令和8年（2026年）9月7日（月） 午前9時00分

イ 場所 熊本県立大学 新学部設置準備室

※入札参加者または代理人の立会いは行わず、当該入札の執行事務に関係のない本学職員の立会いのもとに1 (2) の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数及び再入札

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、直ちにその場で再入札を行う。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとする。

(6) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札

執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を 1 (2) の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は 4 (3) アの日時までとする。 1 (2) の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要するものとする。

(2) 契約の締結期限

落札決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日。

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約しようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、落札金額の 100 分の 10 以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成 16 年総務省令第 51 号）第 2 条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに還付する。

（ア）納付期限 5 (3) の期限

（イ）提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に本学、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

- a 提出書類 契約保証金免除申請書（様式5）
- b 添付書類 （ア）の場合にあつては、履行保証保険証券
（イ）の場合にあつては、履行証明願（書）
- c 提出期限 5（3）の期限
- d 提出場所 1（2）の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札に参加する者は、入札説明書その他関係規程を承知のうえ、入札すること。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他本学の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 本入札に参加するために必要な書類の作成及びこれらに係る付帯作業に要する一切の費用は、すべて入札に参加する者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は返却しない。